



広報 たがみまち

水ずな

2024
令和6年

4

No.653

あなたと行政とをむすぶ“情報誌”



令和5年度 二十歳のつどい

笑みがこぼれる 仲間との再開

令和6年度

施政方針

町に誇りと自信を持ち、

誰もがずっと住み続けたい

と思うまちづくりを

令和6年田上町議会第1回定例会が2月28日に招集され、佐野町長が令和6年度の町政運営についての施政方針演説を行いました。一部抜粋して紹介します。



はじめに

はじめに、年明け早々に発生いたしました、能登半島地震におきまして大変多くの方がお亡くなりになられたことに對しまして心よりご冥福をお祈りするとともに、被災された皆様方におかれましては、心よりお見舞い申し上げます。一日も早い復興、一日でも早く平穏な生活が戻ることを願っております。

町におきましては、日頃から自然災害に対する備えが重要であるとの観点から、令和5年度より田上学区、羽生田学区、川通り地区と町内3ヶ所に分けて防災訓練を実施しているところであり、今後より一層その取り組みを進めて行かなければならないという思いにかられたところであります。併せまして、町の防災対策の大綱である「田上町地域防災計画」につきましても、昨今の災害の発生状況などから、災害対策基本法の改正がなされており、国の改正の主旨に鑑みた見直しを令和6年3月末までに防災会議を開催し決定いただくこととしております。私といたしましては、この防災計画だけでは

あらゆる災害に対応できる万能なものではないと考えておりますので、その計画を補完する災害に応じた個別対応マニュアルが必要であると感じており、町民の生命と財産を守るため、今の町にできることは何かという視点から、策定に時間を要しても整備してまいりたいと思いを強くしております。

令和5年度を振り返って

さて、令和5年度を振り返りますと、年度初めに首藤教育長を、6月から鈴木副町長を新たに選任し、執行の体制が大きく変わるとともに統一地方選挙により新しい議員が4名増えるなど、顔ぶれも変わり心機一転、町政の運営に邁進しなければならぬという一層思いを強くしたところでもありました。改選後の議会にありましては、常に14名全員が町政に対する一般質問を行うなど非常に活発に活動されており、このことがより良いまちづくりに繋がって行くものと私自身確信できる1年でありました。

そうした中におきまして、議会の皆様方とは様々な議論

をさせていただきながら、国の交付金を活用した電力・ガスなどの物価高騰に対する施策に取り組み一方で、梅雨明け以降の異常気象の影響による米の品質低下に対する支援策につきましては、農業委員会からは意見書を、議会からは全議員による要望書をいただき、早々に実施できましたことは、これまでにない取り組みであり大いに感謝申し上げます。

町制施行50周年を迎えて

また、令和5年度は、町制施行50周年の節目の年でもありました。

特別大きな事業は実施いたしませんでしたが記念式典における小中学生の「未来の田上町」と題した発表やパネルディスカッションにおいて、生徒たちの田上の未来を伝えよう、田上町の将来を担うため今の自分にできることを考えて実践しよう、素晴らしい伝統を未来に引き継いでいきたい、人と人がつながり、安心して暮らせる町になってほしい、未来の田上町を自分たちでつくりたいという、未来への意気込みが伝わり大変

心強く感じたと同時に、私自身といたしましても、これからの未来に向け、次代を担う子どもたちを大切に守り育て、希望が持てる未来を築き、次の世代に引き継いで行かなくてはならない責任を強く感じたところであります。

加えて、町制施行50周年の冠事業として行われた「たがみバンブー12023」では、商工会青年部が中心となり、小中学校の生徒たちをはじめ、地域の皆様と一体となって進められた結果、前回を上回る2万8,000人もの方からおいでいただき、田上町の魅力を大いにPRしていただくことができました。

また、昨年10月に三周年を迎えました「道の駅たがみ」も、町の新たなまちづくりの拠点として賑わいと交流人口の拡大をもたらしてくれています。このようなこともあり、大手不動産会社が行った県内市町村の調査では、「住み心地ランキング」、「幸福度ランキング」とも上位にランクインしていることは大変喜ばしい限りであり、田上町の魅力が少しずつ広まっているように感じております。このことは、町民の皆様のオール田上で町を盛り上げていく

という機運の現れであると感じており、田上町の底力を見せつけられた思いであります。まさに田上の宝ここに有ります。

令和6年度のまちづくり

令和5年度は、町制施行50町制施行から51年目を迎え、新たな時代の幕開けとなる令和6年度おきましては、次なる50年さらには100年先に向け、町民の皆様が「この町に誇りと自信を持ち、幸福度が高く、誰もが住み続けたい」と思えるようなまちづくりを進めてまいります。

私の願いは、ただ一つです。それは、田上町に住んでいる皆さんが幸せになることです。これは、私が町長に初当選した際に、所信表明で申し上げたものですが、その思いは今も全く変わっておりません。これからの田上町を、誰もが「幸せ」と感じられる町にするために、町民の方々が自分の「夢」や「幸せ」を自由に追い求めることができ、環境をつくっていかねばなりません。議会からも是非ご賛同をいただき、建設的な議論を行いながら一緒に進んでまいります。ご理解

解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

人口減少を抑制するために

まちづくりを進める上で最大の課題は、人口減少問題であります。

人口減少という危機を乗り越えるには、やはり「こども達」によって人口減少を抑制していかなければなりません。

我が国における2022年の出生数は77万人となり、統計を開始した1899年以来、最低の数字となりました。現在の総人口1億2,500万人も、このまま推移すると、2070年には8,700万人程度となり、わずかに50年で人口の3分の1を失うと推計されております。

このような中、政府は、次元の異なる少子化対策の実現を目指して、「こども未来戦略」を決定し、これに基づく具体的な施策を「加速化プラン」として、今後の3年間の集中取組期間において、できる限り前倒して実施するとしており、その実現に大いに期待するところであります。少子化の背景には、経済的な

不安定さや出会いの機会の減少、仕事と子育ての両立の難しさ、家事・育児の負担が依然として女性に偏っている状況、子育ての孤立感や負担感、子育てや教育にかかる費用負担など、個々人の結婚、妊娠・出産、子育ての希望の実現を阻む様々な要因が絡み合っており、これを克服し、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てができる社会、こどもたちがいかなる環境、家庭状況にあっても、分け隔てなく大切にされ、育まれ、笑顔で暮らせる社会の実現を図るためには、社会全体の取り組みが必要であります。

町におきましては、まずは、令和4年に策定しました「総合戦略」の3つの基本目標「ずっと住み続けたいとおもうまち」、「新しい人の流れがあるまち」、「子育ての希望がかなうまち」を達成するため、総合戦略に掲げる事業を着実に推進するとともに、令和6年度では、国の動向も注視しつつ、総合戦略及び少子化定住対策事業の見直しに着手してまいりたいと考えております。

健康と命、今の暮らしを守る

一方で、自信と誇りを持ち、誰もが住み続けたいと思えるためには、町民の皆さまの健康と命、今の暮らしを守ることも必要であります。

令和6年度では、物価高騰に苦しむ生活者の支援として、国の交付金を活用し、町民一人当たり3千円分の生活応援券の配布、町立小中学校の給食費を2ヶ月無償化することで家計負担の軽減を図るほか、新規事業といたしまして、町民の健康の維持のため带状疱疹ワクチン助成事業の実施、介護保険料の保険料率の引下げを基金を活用して行い、少しでも町民の生活の安定に寄与できればとの思いで取り組んでまいります。なお、国民健康保険税につきましては、令和6年度に入りまして、所得等が確定した段階において、税率の引き下げについて提案させていただくこととしております。何れにいたしましても、できることから取り組んでまいりたいと考えております。

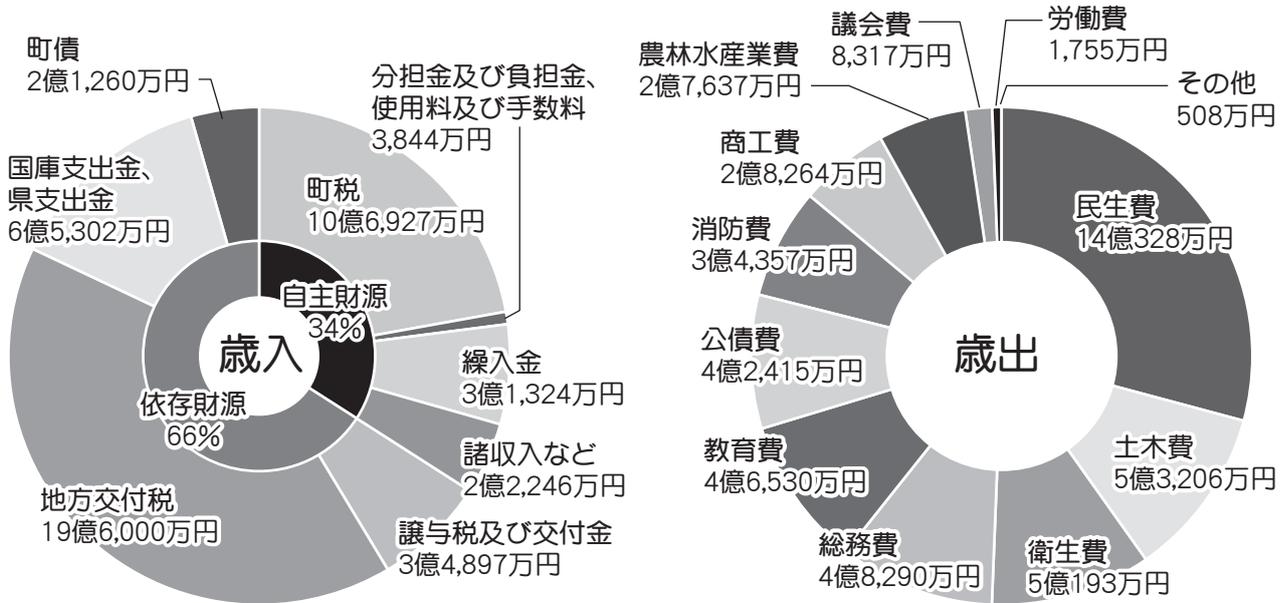
※令和6年度当初予算、主要事業は次ページをご覧ください。

田上町の予算と主要事業

令和6年度当初予算の規模

●一般会計歳入・歳出の構成比

総額 **48億1,800万円** (対前年度比0.1%減)



●町民1人当たりの予算

446,442円

町の人口：10,792人
(令和6年2月1日現在)

民生費	土木費	衛生費	総務費	教育費	公債費
130,030円	49,301円	46,509円	44,746円	43,115円	39,303円
消防費	商工費	農林水産業費	議会費	労働費ほか	
31,835円	26,190円	25,609円	7,707円	2,097円	

●特別会計予算 36億9,006万8千円 (対前年度比3.1%増)

会計名	予算額
国民健康保険	11億1,000万円
後期高齢者医療	1億8,100万円
訪問看護事業	4,300万円
介護保険	13億3,500万円
会計名	予算額
水道 収益的支出	2億5,400万円
事業 資本的支出	9,502万4千円
下水道 収益的支出	4億6,500万円
事業 資本的支出	2億704万4千円

●町の貯金と借金（一般会計）の推移

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)	令和6年度(見込)
基金合計	14億4,848万円	20億4,602万円	20億1,522万円	21億2,820万円	17億9,290万円
財政調整基金	8億3,167万円	14億2,891万円	14億807万円	14億9,069万円	12億774万円
減債基金	5億4,993万円	5億4,994万円	5億3,995万円	5億4,533万円	5億2,766万円
特定目的基金	6,688万円	6,717万円	6,720万円	6,680万円	5,750万円
町債残高	46億3,571万円	44億6,872万円	42億3,489万円	39億9,022万円	37億9,363万円

基金：特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために、条例に基づいて設置した資金又は財産。地方公共団体の貯金。基金の種類として財政調整基金、減債基金のほか、特定目的金があります。

- ・財政調整基金 不足する財源を補てんするための基金
- ・減債基金 町債の償還に必要な資金を積み立てるための基金
- ・特定目的基金 特定の目的のために資金を積み立てる基金

町債：公共施設等を建設する場合に、国や金融機関などから借り入れる資金。地方公共団体の借金。借入した資金は、公債費として長期間に渡り返済を行います。

※町の令和5年度末財政調整基金残高は14億9,069万円の見込ですが、令和6年度当初予算においては財源が不足する2億8,300万円を取り崩す編成となりました。

令和6年度当初予算の重点施策

「あなたの願いがまちをつくり、あなたの想いがまちを変える」を理念とし、まちの将来像である「誰もがずっと住み続けたいまち たがみ」の実現を目指し、第6次総合計画に掲げる6つの分野別目標を達成することに加え、物価高騰に苦しむ生活者を支援するため、次の事業を令和6年度重点施策といたしました。

1 誰もが安心して暮らせるまち

・地域防災力の向上支援、防災体制の強化 個別避難計画の策定、防災訓練の実施	77万円	・デマンド型乗合タクシーの運行【拡充】	570万円
・除雪事業	9,457万円	…新たに、土曜日9時から13時の間に5便を運行します。	
・消雪パイプリフレッシュ工事	2,688万円	・暮らし応援リフォーム補助	950万円
		…詳細はP.26をご覧ください。	
		・マイホーム取得支援補助	800万円
		…詳細はP.25をご覧ください。	

2 安心して健やかにすごせるあたたかなまち

・竹の友幼稚園の運営費	36,757万円	・児童手当【拡充】	12,910万円
・子育て支援センターの運営費	414万円	…詳細はP.21をご覧ください。	
・子育て世代包括支援センターの運営費 (伴走型相談支援等)	472万円	・带状疱疹ワクチン接種費用の補助【新規】	120万円
・不妊・不育治療費助成	34万円	…詳細はP.19をご覧ください。	
		・加茂市シルバー人材センター負担金【新規】	50万円
		・成年後見制度利用支援【新規】	81万円

3 集いと学びで希望あふれるまち

・教育環境の整備 (田上中学校バリアフリー化工事等)	1,554万円	・部活動地域移行	56万円
-------------------------------	---------	----------	------

4 交流とにぎわいで活力あふれるまち

・園芸作物等振興支援金	200万円	・起業創業支援事業	300万円
・農地所有適格法人設立支援事業補助金【新規】	1,844万円	・販路開拓支援事業補助	100万円
…農業生産組織等の法人設立後の経営基盤の安定化に 向け支援します。		・地域おこし協力隊事業	1,440万円
・有害鳥獣対策事業【新規・拡充】	613万円		
…講演会の開催やパトロールを増やすなど対策を強化します。			

5 きずなと協働でつながるまち

・電子申請システム導入【新規】	56万円	・企業版ふるさと応援寄附金 (一般会計歳入)【新規】	100万円
…各種申請をインターネットで受け付けられるようにします。			

6 10年後も誰もが住み続けたいまち

・結婚新生活支援事業補助金【新規】	450万円	・学校給食費多子世帯軽減助成	808万円
-------------------	-------	----------------	-------

7 物価高騰対策

・田上町生活応援支援事業【新規】	3,589万円	・学校給食費支援事業【令和5年度繰越事業】	745万円
------------------	---------	-----------------------	-------

令和5年度 田上町「二十歳のつどい」



令和5年度 田上町「二十歳のつどい」

笑顔満開の二十歳のつどい

令和5年度二十歳のつどいが3月20日(水)、田上町交流会館で開催されました。

令和5年度は113名の皆さんが二十歳を迎え、二十歳のつどいには66名が参加しました。

式では、町長、議長、教育長、中学校時代の恩師から二十歳を迎える皆さんへお祝いのご挨拶が贈られました。中学校時代の先生たちの話の中では、当手を振り返る場面もあり、懐かしみながら聞き入っていました。

アトラクションのコーナーでは、田上町で音楽活動を行う高野さん、桑原さんが駆けつけ、50周年式典でも歌われた「虹の架け橋紫陽花」を歌った後、二十歳の皆さんと田上小学校、羽生田小学校、田上中学校の校歌を一緒に歌いました。聞くのも歌うのも久しぶりの校歌でしたが、皆さん覚えているようで、非常に盛り上がっていました。

久しぶりにあった仲間たちとの会話が弾む、笑顔あふれる一日になりました。

世界で一番かわいいママになる!!!♡

Challenge!

幸せになる

実行委員と二十歳代表の皆さんにお聞きしました!

二十歳の決意



副委員長
時田実侑さん



副委員長
内山 壮さん



実行委員長
小林頼矢さん



雪解けの暖かな日に春を感じるところとなりました。今日は、町長様をはじめ、ご来賓の方々、恩師の皆様にお集まりいただき、心より感謝申し上げます。二十歳となる私たちの節目である今日の日を、皆様から祝っていただけたことを大変嬉しく思います。



二十歳の決意

二十歳代表

田邊 秀磨さん

家族や、勉学を含め様々な大事なことを教えて下さった恩師の皆様、学校内外で暖かく見守って下さった地域の方々には、心から感謝を申し上げます。私たちは現在、学生や社会人として、新潟県内外でそれぞれの夢や目標に向け、日々を過ごしています。まだ上手くいくことばかりではなく、辛く苦しいこともあるでしょう。しかし、それらを乗り越え、更に成長していける人間でありたいと思います。今日という節目の日に、私たちは自らの可能性を信じ、多くの高い壁にも挑んでいくことを決意します。

最後になりますが、この二十年間私たちを育ててくださった皆様と田上町への感謝を心にして、同じ田上で育った仲間と共に、これからもそれぞれの夢への道を歩んでいきます。以上をもちまして、二十歳の決意とさせていただきます。

楽しく生きていく!

石油王と結婚する!

未来に進む!

1日、1日を大事に!



二十歳代表
田邊秀磨さん



委員
佐野光紀さん



委員
小池悠雅さん



委員
星野蓮さん

令和6年 第1回 田上町議会定例会

2月28日、第1回町議定会
例会が招集され、3月21日ま
での会期で開催されました。
提案した議案はいずれも原案
どおり承認、同意、可決され
ました。

専決処分

▼令和5年度田上町一般会計
補正予算(第8号)
▽歳入歳出ともに4、298
万1千円を追加しました。

【主な内容】

食料品価格等の物価高騰に伴
う負担軽減対策のための事業
実施に係る所要経費の追加等。
▼田上町手数料徴収条例の一
部改正
▽戸籍法の一部改正に伴い、
電子証明書提供用識別符号通
知書の発行にかかる手数料を
新たに決めました。

人事

▼田上町教育委員会委員の任
命
▽齋藤 美里 氏の任命が同意
されました。
(任期・令和10年3月28日ま
で)

条例の一部改・廃止

▼地方自治法の一部を改正す
る法律の施行に伴う関係条例
の整理に関する条例の制定

▽「田上町監査委員条例」及
び「田上町水道事業の設置等
に関する条例」について、引
用条文の条ずれが生じたこと
に伴う所要の改正。

▼田上町道路占用料徴収条例
の一部改正

▽国及び県の道路占用料の改
定に準拠した町の道路占用料
についての所要の改正。

▼田上町介護保険条例の一部
改正

▽令和6年度から令和8年度
までの3年間の介護保険料の
見直し、国の制度見直しに伴
う保険料段階を13段階へ多段
階化するための改正。

▼田上町地域経済牽引事業の
促進のための固定資産税の課
税の特例に関する条例の一部
改正

▽固定資産税の課税免除措置
の適用期限を延長し、令和7
年3月31日までとするための
改正。

▼田上町水道事業給水条例の
一部改正

▽水道法改正に伴い、令和6
年4月1日から水道法等によ
る権限を厚生労働大臣から国
土交通大臣に移管するための
所要の改正。

▼昭和天皇の崩御に伴う職員

の懲戒免除及び職員の賠償責
任に基づく債務の免除に関す
る条例の廃止

▽本条例の精査の結果、本条
例の適用対象となる職員や債
務が今後、発生しないことか
ら廃止。

補正予算

▼令和5年度田上町一般会計
補正予算(第9号)

▽歳入歳出それぞれ1億5、
044万1千円を減額し、歳
入歳出予算の総額を歳入歳出
それぞれ51億4、436万2
千円としました。

【主な内容】

各事業費の確定等による増減
整理など。

▼同年度田上町下水道事業特
別会計補正予算(第3号)

▽歳入歳出それぞれ2、
018万1千円を減額し、歳
入歳出予算の総額を歳入歳出
それぞれ2億9、166万9
千円としました。

▼同年度田上町集落排水事業
特別会計補正予算(第1号)

▽歳入歳出それぞれ624万
4千円を減額し、歳入歳出予
算の総額を歳入歳出それぞれ
7、275万6千円としまし
た。

▼同年度田上町国民健康保険
特別会計補正予算(第2号)

▽国民健康保険税において本
算定以降の調定額が当初見込
みを上回ることから増額し、

増額分については、国民健康
保険財政調整基金繰入金を減
額。歳入歳出予算の総額に変
更はありません。

▼同年度田上町後期高齢者医
療特別会計補正予算(第2
号)

▽歳入歳出それぞれ25万5、
000円を追加し、歳入歳出
予算の総額を歳入歳出それぞ
れ1億5、864万2千円と
しました。

▼同年度田上町訪問看護事業
特別会計補正予算(第2号)

▽歳入歳出それぞれ192万
5千円を追加し、歳入歳出予
算の総額を歳入歳出それぞれ
4、500万3千円としまし
た。

▼同年度田上町介護保険特別
会計補正予算(第3号)

▽歳入歳出それぞれ4、
133万9千円を減額し、歳
入歳出予算の総額を歳入歳出
それぞれ14億112万3千円
としました。

協定の一部変更

▼三条市、燕市、加茂市、田
上町及び弥彦村並びに新潟県
三条・燕総合グラウンド施設
組合の公の施設の相互利用に
関する協定の一部変更

▽令和6年4月1日で、「加
茂市子供プール及び加茂市公
民館須田分館」が廃止される
ため対象施設から削除すると
ともに、令和6年7月20日に

「三条市歴史民俗産業資料館
別館」がオープンするため、
新たに追加することから協定
の一部を変更しました。

新年度予算

▼令和6年度田上町一般会計
予算および特別会計予算

▽原案どおり可決されました。
(4〜5ページ参照)



善意をありがとう（企業版ふるさと納税）



※企業版ふるさと納税とは…
国が認定した町の地方創生事業に対し、民間企業の皆さまから寄附をいただいた場合に、税制上の優遇を受けられる制度です。町では令和5年度より企業版ふるさと納税の受付を開始いたしました。

株式会社新潟デック様より企業版ふるさと納税※としてご寄附いただきました。今回のご寄附は町が企業版ふるさと納税を開始してから初めてのご寄附となりました。温かいご寄附、誠にありがとうございました。

《 企業 紹介 》

企業名：株式会社 新潟デック 代表取締役 山田 富市
所在地：新潟県新潟市中央区鳥屋野4丁目18番21号
事業内容：とび・土木・塗装工事、道路標識及び保安用品販売業
寄附額：10万円
町へのメッセージ
田上町の交通安全対策事業を通じて、田上町の安全と発展に携われるよう今後ともよろしくお願いたします。

善意をありがとう



田上ライオンズクラブ様より、田上小学校、羽生田小学校の新1年生へ交通安全を願って「黄色いランドセルカバー」60枚をご寄附いただきました。誠にありがとうございました。



全国大会出場おめでとう！

第23回全国体操小学生大会

会場：まるたか観光アリーナ(笠松運動公園体育館)
(茨城県)



石田 竜聖さん



全国大会出場おめでとう！

未来くん杯第18回全国中学生空手道選抜大会

会場：京都府亀岡運動公園体育館（京都府）



馬場 快成さん

種目：2年生男子個人組手
所属：田上空手クラブ
学校名：田上中学校



泉田 柁葵さん

種目：2年生男子個人組手
所属：田上空手クラブ
学校名：田上中学校



水野 巧雅さん

種目：2年生男子個人組手
所属：田上空手クラブ
学校名：田上中学校



3/2
(土)

加茂市・田上町少年消防クラブ修了入団式

第47期加茂市・田上町少年消防クラブ※修了式、第49期加茂市・田上町少年消防クラブ入団式が田上町交流会館で開催されました。

今回、消防クラブの活動を修了したのは、田上町、加茂市の6年生21名、入団したのは4年生15名。

町からは羽生田小学校6年生(3/2時点)野村大珠さんが消防クラブ2年間の活動を修了し、第47期修了生代表として、消防長より修了証書を受取りました。

※加茂市・田上町少年消防クラブは加茂市と田上町の小学5年生、6年生の児童による消防クラブで、防火・防災思想の普及に務めるために防火・防災の知識や訓練など様々な活動が行われています。



▲修了証を受け取る野村さん

3/3
(日)

たがみモリモリ運動大学開催! 「親子ふれあい運動会」

田上町スポーツ推進委員が講師となって開催している「たがみモリモリ運動大学」。3日は、「親子ふれあい運動会」が田上町交流会館で開催されました。

町在住の親子10組と、スポーツ推進委員が参加しました。皆さん汗をかきながら大盛り上がり様子で運動会を楽しみました。



三角コーンに輪を順に引っ掛けて、次の人が引っ掛かっている輪を取ってくる競技。これを2チームに分かれてリレー形式で対戦しました。チームメンバーの応援の声も大きく、運動会の中でも特に盛り上がった競技でした。

2カ月児学級 令和5年12月生まれの田上っ子

町では、生後2カ月のお子さんを対象に「2カ月児学級」を行っております。

この学級では子育ての楽しさや心配事・悩みなどをお母さんたちが共有して、気持ちをリラックスして子育てができるよう応援しています。

右記の写真は、1月に開催された2カ月児学級に参加して頂いた赤ちゃんです。



- ①母の名前
- ②赤ちゃんの名前・読み方
- ③名前の由来など

- ①志田 早紀
- ②樹希(いつき)
- ③主人の名前の一文字を使い、大樹の様に大きく希望があるように付けました。



3/4
(月)

田上中学校卒業式 卒業の時 ～全校生徒で大合唱～

田上中学校卒業式が行われました。令和5年度卒業生の皆さんは、田上町50周年記念式典での中学生発表や、イベントへの参加など、様々な場面で町を盛り上げてくれました。また、卒業式終了後の恒例となっている卒業生による卒業記念合唱では、卒業生による合唱の前に、全校生徒で田上町50周年記念式典内でも歌われた「虹の架け橋 紫陽花は」の合唱が行われました。全校生徒で作りをあげる最後の合唱。体育館に全員のハーモニーが響き渡りました。



令和5年度は3月4日(月)に田上中学校、22日(金)に田上小学校、羽生田小学校で卒業式、27日(水)には竹の友幼稚園で卒園式が開催されました。卒業生、卒園生の皆さん、ご卒業、ご卒園おめでとうございます。



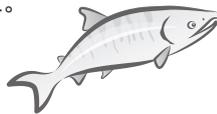
3/18
(月)

田上小学校4年生 才歩川で鮭の稚魚放流

令和5年度の総合的な学習の時間で学んできた仕上げとして、田上小学校4年生が才歩川で鮭の稚魚の放流を行いました。

この放流は、小学4年生が才歩川で鮭が遡上しているのを見つけたことがきっかけで、稚魚の放流に至りました。

小さな稚魚が大きくなって元気に町に戻ってくる事を願って、みんなで放流しました。



3/10 ~ 31
(日) ~ (日)

田上うめまつり開催



第25回田上うめまつりが開催されました。今年も、道の駅たがみの「梅のお花見弁当」の販売やインスタグラムフォトコンテストの開催され多くの方が町に訪れました。

期間中、前半は暖かい日が多く開花が進みましたが、中旬以降は天気が安定しない日も多く、開花後に雪が降る日もありました。そんな気候の中でも、梅の花は力強く、きれいに咲きました。



INFORMATION
お知らせ
田上町役場
☎57-6222
(代表電話)

■各課直通電話です。

総務課	☎57-6222
地域整備課	☎57-6223
産業振興課	☎57-6225
農業委員会	☎57-6226
町民課	☎57-6115
保健福祉課	☎57-6112
教育委員会	☎57-6114
会計課	☎57-6116
議会事務局	☎57-6300
田上町交流会館	☎47-1201

献血のお知らせ

病気の治療や手術などで輸血を必要とする患者さんの尊い命を救うため、16〜69歳までの健康な方に献血のご協力をお願いしています。町では、次の日程で献血を実施します。

▽日時

4月29日(月・祝)
午前9時〜11時30分、
午後1時〜3時30分

▽会場

田上町総合保健福祉センター
※献血をされたい方は、WEB
会員サービス「ラブラッド」で

の事前予約をお願いします。
当日、予約のない方は受入れ
ができません。

▼問い合わせ

新潟県赤十字血液センター
☎025-384-0992

林野火災を防ぎましょう

例年、林野火災の多くが春に発生しています。強風時や乾燥時には、『たき火をしない』、『火気を使用する場合はその場を離れず、使用後は完全に消火する』、『たばこの投げ捨てをしない』など、林野火災を起こすことのないよう十分に気をつけましょう。

▼問い合わせ

加茂地域消防本部・予防課
☎52-1770
加茂地域消防署・田上出張所
☎57-5300

河川愛護モニター募集

河川の整備や利用、環境に関する情報や地域の声を十分に把握するため、気が付いた点等を報告していただく河川愛護モニ

ターを募集します。
▽対象 信濃川の近隣にお住まいの20歳以上の方
▽活動範囲

▽日時

信濃川(本川橋より下流)
▽任期 令和6年7月1日(月)より1年間

▽募集人数

全体で4名程度

▽報酬 月額4,580円

▽応募締切 5月30日(木)

※申込方法等詳細はお問合せください。

▼問い合わせ

信濃川下流河川事務所
☎025-266-7135

**定額減税制度説明会
開催のお知らせ**

▽日時

5月24日(金)、28日(火)、
29日(水)

午前10時〜午後1時半

▽場所 三条東公民館

▽対象 源泉徴収義務者

▽内容

令和6年度税制改正法案が成立・施行された場合の制度説明会です。

▼申込・問い合わせ

三条税務署法人一部門
☎32-7855

『女性ライム田上町』会員募集!

「女性ライム田上町」は、農業についての情報交換等を行い、会員相互の結びつきと連携を高め、田上町農業の発展に寄与することを目的とする女性の会です。一緒に活動して下さる方を募集しています。

主な活動

県内外の直売所などの視察研修、産業まつり参加、女性就業者研修会の主催など

女性であれば、どなたでも参加できます。興味のある方は、下記までお問合せください。



問い合わせ：役場産業振興課 農林係 ☎57-6225

有料広告

水回り、電気のことなら

一級電気工事施工管理技士事務所
一級管工事施工管理技士事務所
一級土木施工管理技士事務所



志田電気(株)

TEL 57-2068 FAX 57-2328

有料広告

庭の手入れ・家事の手伝い・その他何でもご相談ください

生活サポートセンター

けあーず



あ!こんなとき!!
お電話ください

たけのこたすけ

田上町大字川船河1330-5
e-mail:care-s@goo.jp tel 0256-57-1055 fax 0256-57-1056

冬眠明けのクマにご注意を!

4月から5月にかけては、冬眠から目覚めたクマがエサなどを求めて活発に行動し始めるとともに、春の山菜採りや行楽シーズンを迎え、人が山野へ立ち入る機会も多くなることから、クマとの遭遇に注意が必要です。県では、クマの出没情報をホームページ(にいがたクマ出沒マップ)で公表していますので、日頃から確認し、クマが出没している場所には近づかないようにしましょう。



にいがたクマ出沒マップ

▼問い合わせ

県農林水産部
鳥獣被害対策支援センター
☎ 025-280-5375

令和七年歌会始めについて

▽お題「夢」

※お題は夢(ゆめ)ですが、歌に詠む場合は「夢」の文字が詠み込まれていけばよく、「夢中」などの熟語や、「夢見る」のように訓読にしても差し支えありません。

▽詠進期間

9月30日(月)まで

※消印有効

※詳細は宮内庁ホームページをご参照ください。

▼問い合わせ

宮内庁式部職あてに郵便番号住所、氏名、返信用切手をはった封筒を添えてお問合せください。

陸上自衛隊 新発田駐屯地 開設71周年及び第30普通科連隊創設62周年記念行事(白壁兵舎広報史料館開館10周年記念)のお知らせ

1. 市中パレード

▽日時 4月20日(土)
午後2時~2時30分頃

▽会場 新発田市本町交差点から中央町交差点

2. 記念行事

▽日時 4月21日(日)
午前10時~午後3時
(駐屯地解放:午前8時30分)

▽会場

陸上自衛隊 新発田駐屯地

※詳細は左記まで

▼問い合わせ

陸上自衛隊 新発田駐屯地 広報室
☎ 0254-22-3151



記念樹贈呈事業 ~ 緑あふれる町に ~



町では、緑を愛する町民のしあわせを祈り、また全家庭植樹の推進を図るため、下記に該当する方へ記念樹を贈呈しています。

結婚したとき	さざんか
お子様の誕生のとき	キンモクセイ、あじさい、ハクモクレン、ハナミズキ、さくら、むくげ 上記6種から、ご希望の樹種を1本
住居を新築したとき	越の梅

※樹種や花の色は指定できません。(出生についてのみ、ご希望の樹種をお選びください)
※配布時期に田上町に住所がある方が対象となります。
※年2回(春・秋)配布を行っております。

申込書の提出をお願いします

記念樹の受け取りを希望される方は**申込書の提出をお願いしています**。申込書は役場産業振興課でお渡ししています(町ホームページからもダウンロードできます)。

配布時期になりましたら、町ホームページやきずなでお知らせしますので、記念樹の受取を希望される方は、申込書に必要事項を記入の上、役場産業振興課へご提出ください。

令和6年度 春の記念樹について

◆対象となる方

婚姻:令和5年8月26日~令和6年3月25日までに婚姻届を提出した方
出生:令和5年9月1日~令和6年3月31日までに生まれたお子様
新築:秋に配布を予定しています

- ◆受取を希望される方は、**5月7日(火)までに**役場産業振興課へ記念樹申込書を提出してください。
- ◆来庁が難しい場合は、お電話でも受付しますのでご連絡ください。

申込書提出先・問い合わせ: 役場産業振興課 農林係 ☎57-6225

潤歯科

歯を抜けたままにいませんか?
入れ歯の痛みをガマンしていませんか?
治療から審美までじゅ~なんに対応します

ネット予約24h可
月曜午前も診療します!

こちらからお伺いいたします
ご来院が難しければ

田上町のやさしい歯医者

☎0256-46-8822 AM 9:00-12:00 PM 15:00-18:30
田上町原ヶ崎新田2019-4 [休診]月午後・日・祝 (土曜のみ17:00まで)

電気・水道・ガス工事、リフォーム等
なんでもお気軽にご相談ください♪

電気・上下水道給排水・ガス・浄化槽・IT・家電

(有)滝沢電気商会

田上町大字田上丙 1360 (湯田上)
☎57-2361 FAX57-5071

有料広告

有料広告

「燃えるごみ」の祝日等収集についてのお知らせ

	祝日の収集日	収集地区
令和6年	4月29日(月) 昭和の日	ごみ日程表の羽生田地区
	5月3日(金) 憲法記念日	〃 羽生田地区
	5月4日(土) みどりの日	〃 田上地区
	5月6日(月) 振替休日	〃 羽生田地区
	7月15日(月) 海の日	〃 羽生田地区
	8月12日(月) 振替休日	〃 羽生田地区
	9月16日(月) 敬老の日	〃 羽生田地区
	9月23日(月) 振替休日	〃 羽生田地区
	10月14日(月) スポーツの日	〃 羽生田地区
	11月4日(月) 振替休日	〃 羽生田地区
	11月23日(土) 勤労感謝の日	〃 田上地区
令和7年	1月13日(月) 成人の日	ごみ日程表の羽生田地区
	2月11日(火) 建国記念の日	〃 田上地区
	2月24日(月) 振替休日	〃 羽生田地区
	3月20日(木) 春分の日	〃 田上地区

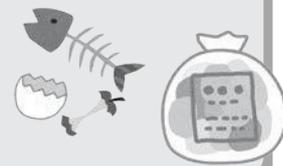
※上記祝日は、清掃センターへのごみの持ち込みも受け付けます。
 (午前9時～午後4時30分まで)
 ※日曜日及び12月31日～翌年1月3日は収集を休みますので
 ご注意ください。

町では祝日、振替休日でも「燃えるごみ」の収集を実施しています。令和6年度は次の日程のとおり収集を行います。

令和6年度から8月15日も燃えるごみの収集を行います。なお、清掃センターは、8月15日は休みのため、ごみの持ち込みはできません。

～ごみ出しマナーを守りましょう～

- ・ごみカレンダーの分別区分に従って正しく分別をして、必ず決められた日に出しましょう。透明または半透明の袋以外の袋で出されたごみやきちんと分別されていないごみは収集できません。
- ・地区で決められたごみステーションに出しましょう。



問い合わせ：役場町民課 ☎57-6115

生ゴミ処理機の購入費用について補助金を交付します

清掃センター焼却炉の延命のため、少しでもゴミ焼却量の減少につなげるため下記の通り、生ゴミ処理機等の購入費用に対して補助金を交付します。

◆対象製品

品目	補助率	1世帯あたりの補助対象基数
電動生ごみ処理機	購入費用の 2/3 上限 40,000 円	1 基
コンポスト容器	購入費用の 2/3 上限 3,000 円	2 基
E Mボカシ容器	購入費用の 2/3 上限 3,000 円	2 基
E Mボカシ	購入費用の 2/3	年1回、4～3月の1年分を まとめて申請してください。

※毎年、予算の範囲内での交付となりますので、予算上限に達し次第、その年度分は終了となります。
 ご購入前にお問い合わせ下さい。詳しくは、下記お問い合わせ先まで。

◆補助申請の期間

製品を購入後、2週間後から1年間の間であればいつでも申請できます。

◆補助申請の仕方

- ①、②を役場町民課住民係へ提出
- ①補助金の申請書
- ②購入した製品の領収書の写し
(電動生ゴミ処理機の場合は保証書も)

問い合わせ：役場町民課 住民係 ☎57-6115

有料広告



補聴器相談

お気軽にご来場下さい。出張訪問もします！

- ◇曜日 毎週木曜日(祝日除く)
- ◇受付時間 午前10時～10時30分
- ◇会場 田上町役場 1階ロビー

◎問い合わせ先
 認定補聴器専門店 リネットセンター三条店 ☎33-6637

有料広告

田上町暮らし応援リフォーム補助金申請代行致します

住宅屋根・外壁の塗装
 リフォーム工事等、お見積・相談
 ご相談ください！ 無料

(株)渡翔塗装

田上町大字田上丙3000-4(中店)
 TEL 57-3993 FAX 64-7811



令和6年度時間外窓口のご案内

総合窓口では、役場の開庁時間内に来庁が困難な方のために、夜間に窓口を設けて、各証明書の発行や印鑑登録、マイナンバーカード業務等を行っています。

【開庁日】毎週水曜日（祝日を除く）

※12月～翌2月の冬期間は、第2水曜日のみ開庁

【開庁時間】午後5時30分～午後7時

【開庁場所】役場1階 総合窓口



◆令和6年度 時間外窓口開庁日

令和6年4月	3日、10日、17日、24日	10月	2日、9日、16日、23日、30日
5月	1日、8日、15日、22日、29日	11月	6日、13日、20日、27日
6月	5日、12日、19日、26日	12月	11日
7月	3日、10日、17日、24日、31日	令和7年1月	8日
8月	7日、14日、21日、28日	2月	12日
9月	4日、11日、18日、25日	3月	5日、12日、19日、26日

◆時間外窓口での取扱業務

- ・住民票、印鑑証明、戸籍謄（抄）本の発行
- ・印鑑登録
- ・マイナンバーカードの交付（事前に電話予約が必要です）
- ・マイナンバーカード又は電子証明書の更新
- ・マイナンバーカードの暗証番号初期化・変更

※広域交付を利用した戸籍謄本等は発行できません。

※婚姻・死亡等の戸籍の手続き、転入・転出等の住民異動、パスポートの申請・交付は行っておりません。

なお、事前に電話予約をすることで、時間外窓口以外の平日夜間や土曜日、日曜日、祝日に住民票、印鑑証明、所得証明等を受け取ることができます。詳しくは役場町民課までお問合せください。

問い合わせ：役場町民課 総合受付 ☎57-6115

有料広告

マンツーマン学習塾
 【中学】数・英
 【高校】数Ⅰ・A・Ⅱ・B
 入会金 15000円
 月会費 20000円

校内テスト80点が
目標です！

あおぞら塾 90分授業・月4回/体験500円
 原ヶ崎新田1250-35 ひまわり歯科さん近く
 TEL 070-4315-8163

有料広告

介護は「うめこの郷」
 多機能にわたる介護サービスを提供します。

詳しくは

田上町羽生田48 **ご利用相談は 47-0880**

「本人通知制度」に登録しませんか？

～登録して守ろう、自分の個人情報～

■「本人通知制度」とは？

住民票の写しや戸籍謄本などを第三者へ交付したことを、事前に登録した人にお知らせする制度です。住民票の写しなどの不正請求や不正取得を抑制し、個人の権利侵害の防止を目的としています。あなたの大切な個人情報を守るため、本人通知制度をご活用ください。



■ 対象となる証明書

- ①住民票の写し、住民票記載事項証明書、消除された住民票の写し
- ②戸籍の附票の写し（消除された附票を含む）
- ③戸籍謄本・抄本、戸籍記載事項証明書（消除された戸籍を含む）

■ 請求者（第三者）とは

本人等の代理人	<ul style="list-style-type: none"> ・本人等からの依頼を受け、委任状を持参した人 【本人等とは】①の証明書…本人及び同一世帯の人 ②又は③の証明書…戸籍に記載されている人（除かれた人も含む）及びその配偶者、直系の親族
代理人以外の第三者	<ul style="list-style-type: none"> ・自己の権利行使又は義務履行のために住民票の写し等が必要な人 ・住民票の写し等の記載事項を利用する正当な理由がある人 ※いずれも個人、又は法人の請求があります。 ・業務の遂行のために住民票の写し等が必要な弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士

■ 登録できる人

田上町に住民登録をしている人または本籍がある人（過去にあった人も含みます）

■ 登録の手続き

【登録に必要なもの】

- ①登録申込書（総合窓口、ホームページにあります）
 - ②窓口に来られる人の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）
写真入りの証明書類がない人は、保険証、年金手帳、年金証書など2点
- ※法定代理人による申請の場合は、①と②（法定代理人のもの）のほか、戸籍謄本等の法定代理人の資格が確認できる書類が必要です。田上町でその資格が確認できる場合は不要。
※代理人による申請の場合は、①と②（代理人のもの）のほか、**委任状**が必要です。

■ 本人に通知する内容

- ・交付した年月日 ・交付した証明書の種別と通数
 - ・交付請求者の種別（本人等の代理人、代理人以外の第三者の2区分）
- ※請求者の氏名や住所等の個人情報は記載されません。

問い合わせ：役場町民課 住民係 ☎57-6115

有料広告

田上町のみなさ～ん
しごなな
駄菓子やC57で～す!

◎ 各種イベント等
駄菓子袋詰め承ります
◎ お買い物体験来て下さい

新津駅徒歩3分 県内最大級の駄菓子屋・品揃え
〒956-0864 秋葉区新津本町1-5-8 電話 0250-25-3457 FAX 0250-25-7737
株式会社 昭和基地一丁目 駄菓子やC57 代表取締役 本間 満(湯田上在住)

abc **E C C** Musik Baum

えいご・えい会話 ピアノ 
教科書えいご ソルフェージュ他

趣味 検定 受験 コンクール
幼児～大人の方

 (57)4936 品田 いつでも歓迎 ♪

有料広告

文化・観光施設などがお得になります！

新潟広域都市圏連携事業 共通割引券

新潟広域都市圏の共通割引券を発行します。※かつこ内は割引後の料金です。

【新潟市】

- ◆マリニピア日本海 (☎025-222-7500)
時間 9:00~17:00 (入館は16:30まで)
入館料 大人 1,500円 (1,200円)
小中学生 600円 (480円)
4歳以上 200円 (160円)
- ◆新潟市會津八一記念館 (☎025-282-7612)
時間 10:00~18:00 (入館は17:30まで)
入館料 大人 500円 (400円)
大学生 300円 (240円)
高校生 200円 (160円)
小中学生 100円 (80円)
※土・日曜、祝日は小中学生は無料。

【三条市】

- ◆諸橋轍次記念館 (☎0256-47-2208)
時間 9:00~17:00
入館料 一般 500円 (400円)
学生以下は無料※「学生以下」とは、学生・生徒・児童・未就学児の方とします。

【新発田市】

- ◆落谷虹児記念館 (☎0254-23-1013)
時間 9:00~17:00 (入館は16:30まで)
入館料 一般 550円 (440円)
高校生 230円
小中学生 120円
- ◆市島邸 (☎0254-32-2555)
時間 4月~11月 9:00~17:00 (入館は16:30まで)
12月~3月 9:00~16:30 (入館は16:00まで)
入館料 一般 630円 (560円)
小中学生 320円 (270円)

【燕市】

- ◆燕市産業史料館 (☎0256-63-7666)
時間 9:00~16:30
入館料 大人 400円 (300円)
小中学生 100円 (80円)

【五泉市】

- ◆五泉市村松郷土資料館 (☎0250-58-8293)
時間 10:00~16:00
入館料 高校生以上 130円 (100円)
- ◆五泉市チャレンジランド杉川 (☎0250-55-6543)
時間 4月下旬~11月上旬
受付時間 8:30~17:15
入館料 日帰り 大人 880円 (780円)
子ども 550円 (450円)
宿泊 大人 2,100円 (2,000円)
子ども 1,650円 (1,550円)
テント 大人 1,650円 (1,550円)
子ども 1,100円 (1,000円)

【弥彦村】

- ◆弥彦の丘美術館 (☎0256-94-4875)
時間 9:00~16:30
入館料 一般 300円 (240円)
小中学生 150円 (120円)

【阿賀野市】

- ◆阿賀野市立吉田東伍記念博物館 (☎0250-68-1200)
時間 9:30~17:00 (入館は16:30まで)
入館料 一般 300円 (250円)
小中学生 150円 (100円)
- ◆水原代官所 (☎0250-63-1722)
時間 4月~11月 9:30~16:00
12月~3月 10:00~16:00
入館料 一般 300円 (250円)
小中高生 200円 (150円)

【胎内市】

- ◆胎内昆虫の家 (☎0254-48-3300)
時間 9:00~17:00
入館料 一般 410円 (310円)
小中学生 260円 (210円)
- ◆胎内自然天文館 (☎0254-48-0150)
時間 9:00~17:00
入館料 一般 300円 (200円)
小中学生 150円 (100円)

【阿賀町】

- ◆三川・温泉スキー場 (☎0254-99-3738)
※オープン前は阿賀町役場三川支所 (☎0254-99-2311)
時間 平日 9:00~16:00
土曜 9:00~20:30
日曜祝日、12/30~1/3 9:00~16:00
リフト1日券 (平日のみ)
大人男性 3,500円 (2,800円)
女性・シニア (50歳以上) 2,500円 (2,000円)
小中学生 2,000円 (1,600円)
※他割引との併用不可

※他割引との併用不可

新潟広域都市圏連携事業
文化・観光施設共通割引券

この券の提示で次の施設の入館料を割引します

(新潟市) マリニピア日本海、會津八一記念館
(三条市) 諸橋轍次記念館
(新発田市) 落谷虹児記念館、市島邸
(燕市) 燕市産業史料館
(五泉市) 五泉市村松郷土資料館、チャレンジランド杉川
(阿賀野市) 吉田東伍記念博物館、水原代官所
(胎内市) 胎内昆虫の家、胎内自然天文館
(弥彦村) 弥彦の丘美術館
(阿賀町) 三川・温泉スキー場

有効期限 2025年3月31日まで

※割引額、営業時間、休館日は各施設により異なります
※本人と同行者全員を割引します ※**田上町に在住の方のみ使用可**
※原本のみ使用可。有効期限まで何回でも使用できます
※他券との併用不可

※料金は今後変更となる場合もございます。

問い合わせ：町教育委員会 ☎47-1201

有料広告

有料広告

中継・県央エリア
ご利用世帯数
70,000
世帯

インターネット光10ギガコースの
月額利用料が安くなりました!!

インターネット
県内最速級 **光10Gbps**

NCT

4/1~
新価格 **5,600円** (税込 **6,160円**)
月額 月額6,800円(税込7,480円)

※1:2024年1月当社調べ、個人向けFTTHサービスとして、NCT光10Gサービスは、10G-EPONまたはXGS-PON規格を採用しています。端末機器(ONU)1台における技術規格上利用可能な最大通信速度は、有線接続(10GBASE-T1ポート利用)時で
上り下り最大10Gbpsです。※2:NCT光10Gサービスの仕様をご利用いただくには、ご自宅の通信設備や端末が対応している必要があります。LANケーブルのカテゴリーが6A以上の規格であることが必要です。
●本サービスはベストエフォート型サービスのため、最大通信速度は保証されません。最大速度は最善の状況での通信速度です。bps(bit per second)は、1秒間に転送できるbit数を表す単位です。

☎ 0120-080-009

電話受付時間 **9:30~17:30** (ドコモ光タイプCに関しては10:00~19:00)
※上記時間以外・土日祝・お盆期間・年末年始は時間外受付に転送されます。

障害者差別解消法が改正

令和6年4月から事業者による「合理的配慮の提供」が義務化されました

すべての人が障がいの有無で分け隔てられることなく、お互いにその人らしさを認め合いながら、ともに生きる社会（共生社会）の実現を目指して障害者差別解消法は制定されました。この法律は、行政機関等や会社、お店などの事業者に対し、障がいのある人への「不当な差別的取扱い」を禁止し、障がいのある人から申出があった場合に、負担が重すぎない範囲で「合理的配慮の提供」を義務づけています。

障がいのある人への適切な対応は一律ではありません。個々の場面ごとに、何が必要で何ができるかを柔軟に検討していくことが大切です。

	行政機関等	事業者
不当な差別的取扱い	禁止	禁止
合理的配慮の提供	義務	努力義務 ⇒義務

■不当な差別的取扱いとは

行政機関等や会社、お店などの事業者が、正当な理由なく、障がいを理由として、サービスの提供を拒否することや、場所や時間を制限すること、障がいのない人にはつけない条件をつけることなどが禁止されています。

■合理的配慮の提供とは

障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としていると意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することが求められます。重すぎる負担があるときでも、障がいのある人に、なぜ負担が重すぎるのか理由を説明し、別のやり方を提案することも含め、話し合い、理解を得るよう努めることが大切です。

合理的配慮の提供の例

- ・車いす利用者のために段差に携帯スロープを渡す、高い所に陳列された商品を取って渡すなどの物理的環境への配慮を行う。
- ・筆談、読み上げ、手話などによるコミュニケーション、分かりやすい表現を使って説明をするなどの意思疎通の配慮を行う。
- ・障がいの特性に応じた休憩時間の調整などのルール・慣行の柔軟な変更を行う。

問い合わせ：役場保健福祉課 福祉係 ☎57-6112

放射線測定結果をお知らせします

■測定結果(通常の範囲内でした)

測定日時	測定場所	天 候	測定結果(マイクロベルト/毎時)		
			通常の測定範囲内(0.016~0.16マイクロベルト/毎時)		
				今月	先月
3月19日 10時00分～	田上町役場	晴れ	地上1m	0.050	0.052
			駐車場 地上50cm	0.058	0.056
			地上10cm	0.056	0.060
			側溝 底面10cm	0.060	0.060

問い合わせ：役場総務課 庶務防災係 ☎57-6222

ルネフューユピアノ教室

大好きなあの曲を弾けるようになって発表会に挑戦してみませんか？

60,70,80代の生徒さんを応援します。

講師 田澤葉月



田上町田上丙 2395-11
☎080-5496-0804

有料広告

带状疱疹ワクチン予防接種費用の一部を助成します！

80歳までに3人に1人が発症するという带状疱疹。50歳をすぎると発症率が高くなると言われています。町では、带状疱疹の発症及び重症化を予防し、後遺症による苦痛の軽減を図るため、任意で带状疱疹ワクチン予防接種を受けた方に、その費用の一部を助成する制度を令和6年度から開始します。なお、带状疱疹ワクチンは予防接種法に定められた法定接種ではなく「任意接種」です。

◇带状疱疹ワクチン予防接種費用助成の内容

対象となる予防接種	令和6年4月1日以降に接種した带状疱疹ワクチン予防接種 (生ワクチン、不活化ワクチンどちらも対象です。)
対象となる方	次のすべてにあてはまる方が対象です ・接種日及び申請日時時点で町内に住所を有する方 ・接種日時時点で満50歳以上の方 ・過去に带状疱疹ワクチン予防接種費用の助成を受けたことがない方
助成金額	接種にかかった費用の1/2を助成します。 ただし、接種したワクチンにより助成する上限額が決まっています。 〔助成の上限額〕生ワクチン(接種は1回)：4,000円(生ワクチンは1回接種です) 不活化ワクチン(接種は2回)：接種1回につき10,000円で20,000円まで
助成方法	①医療機関で带状疱疹ワクチン予防接種の予約をし、接種を受けてください。 接種する医療機関に制限はありません。 ②接種にかかった費用は、医療機関窓口で一旦全額支払ってください。 ③後日、領収書と接種したワクチンが分かる書類を持って、役場保健福祉課で申請してください。

◇接種を受けられる医療機関

令和6年4月1日現在、加茂市および田上町で带状疱疹ワクチン予防接種を受けられる医療機関は次のとおりです。接種の予約、ワクチンの種類、接種費用などは、直接医療機関にご確認ください。

所在地	実施する医療機関	電話番号	所在地	実施する医療機関	電話番号
田上町	須田医院	41-5025	加茂市	吉田内科医院※	57-7511
加茂市	堀内医院	52-0953		さくらクリニック※	52-9511
	監物小児科医院※	52-0800			

※印のある医療機関は、かかりつけの方又は主治医が許可した場合のみ対応します。

带状疱疹 Q & A

Q 带状疱疹とはどんな病気？

带状疱疹は、水痘带状疱疹ウイルスに初感染(いわゆる『水ぼうそう』)後、生涯にわたって神経に潜伏感染しているウイルスが、加齢、疲労、免疫抑制状態などの宿主の免疫力低下によって再活性化して起こる病態です。主な症状は、ウイルスが感染した神経が支配する領域のとう痛(痛み)と皮膚病変(水疱形成)です。合併症として、皮膚病変(水疱形成)が治癒した後にとう痛(痛み)が残存し、数カ月から数年間持続する「带状疱疹後神経痛」等があります。(厚生労働省ホームページより)

子どもの頃に水ぼうそうにかかった方は、自らの身体の中にウイルスを保有しています。带状疱疹はインフルエンザなどの感染症と違い、外から感染するのではなく、既に体内にいるウイルスにより発症する病気です。

Q 带状疱疹にかかったらどうすればいいの？

带状疱疹は、できるだけ早く医療機関にかかり治療することが重要です。じっとしていても痛みが続いたり、原因の分からない痛みが体の片側に起こり、そこに発疹が出たりするようであれば带状疱疹が疑われます。できるだけ早く、医療機関を受診しましょう。带状疱疹の治療は、ウイルスの増殖を防ぐ抗ウイルス薬や痛み止め、塗り薬が使われます。

Q 带状疱疹にかからないためにはどうすればいいの？

带状疱疹の発症には、加齢や疲労、免疫抑制状態などの免疫力の低下が関係していることが知られています。日頃から十分な休息を取りながら免疫機能の維持を心がけ、免疫機能を低下させる疲労やストレスのない規則正しい生活と適度な運動を心掛けるようにしましょう。また、予防接種を受けることにより、免疫の強化を図ることができます。

問い合わせ：役場保健福祉課 保健係 ☎57-6112

今月号のきずな18, 19, 22ページのお知らせ以外で、令和6年度から新たに取り組む事業や制度内容に変更等があった保健、福祉関係の事業をまとめてお知らせします。詳しくは、保健福祉課までお問い合わせください。

4月1日から入会可能

加茂市シルバー人材センターに入会できるようになりました

対象：原則60歳以上

4月1日より公益社団法人 加茂市シルバー人材センターへ入会できるようになりました。入会を希望する方は、次の条件を確認の上、加茂市シルバー人材センターお申し込みください。

会員になる条件：

- ・田上町に在住の原則60歳以上の健康な方で、働くことを通して生きがいや社会参加を目的とする方
- ・シルバー人材センターの趣旨に賛同した方
- ・定められた年会費（1,000円／年）を納入した方
- ・入会説明※を受け、入会申請書を提出した方（理事会の入会承認が必要です）

※入会説明会について

日時：毎月第2金曜日の午前9時30分開始

会場：ゆきつばき荘（加茂市幸町2丁目3番5号）

詳しくは、役場保健福祉課または公益社団法人加茂市シルバー人材センター（☎0256-53-1772）へお問い合わせください。

新 規

重点支援給付金及び子育て世帯加算給付金について

対象：R5年度住民税均等割のみ課税世帯・住民税の均等割の非課税世帯

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた方々が、生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税均等割のみ課税世帯に対して、住民税均等割非課税世帯（2月に給付完了）と同じ水準で給付金（重点支援給付金）を支給します。また、住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯に対して子育て世帯加算給付金を支給します。

支給額：①重点支援給付金 1世帯あたり10万円

②子育て世帯加算給付金 同一世帯の18歳以下の子ども一人につき5万円

対象者：①令和5年度住民税の所得割が課せられていない者のみで構成される世帯（ただし、住民税の均等割の非課税者のみで構成される世帯は除く）

②上記①の対象者及び令和5年度住民税の均等割の非課税者のみで構成される世帯

※①、②とも、課税者に世帯全員が扶養されている世帯は除く

支給時期：4月下旬を予定

※対象となる世帯には4月上旬に文書を発送しましたので、ご確認ください。

6年度まで

子宮頸がんワクチンについて

対象：H9.4.2～H20.4.1生まれの女性

子宮頸がんワクチンは12歳から16歳までの間に無料で接種することができますが、このワクチン接種の積極的勧奨が行われなかった平成9年4月2日から平成20年4月1日の間に生まれた女性も、特例措置として原則無料で子宮頸がんワクチン予防接種を受けることができます。

なお、接種を受けられる期間は、令和7年3月31日までです。

子宮頸がんワクチンの接種を希望される方は、役場保健福祉課で予診票をお渡しします。

詳しくは、お問い合わせください。

6年度まで

風しんの追加的対策について

対象：S37.4.2～S54.4.1生まれの男性

風しんワクチンの定期接種の機会がなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性は、原則無料で風しんの抗体検査と予防接種を受けられます。（接種等に必要となるクーポン券は、既にお送りしています。）

クーポン券を使って風しんの抗体検査と予防接種を受けられる期間は、**令和7年2月28日まで**です。接種を希望される方でクーポン券をなくした場合は、検査や接種の履歴を確認したうえで、再発行いたします。

詳しくは、お問い合わせください。

対象となる治療・助成上限額が変わります

不育症治療費助成事業

対象：不育症治療を受けている方

不育症治療の対象となる治療及び助成上限額額が変更となります。

対象者：不育症治療の受診日及び申請日において法律上の夫婦であること（事実婚含む）

本人または配偶者が町内に住所を有していること、町税に未納がないこと

対象となる治療：不育症と診断するための検査

不育症の診断を受けて行う治療・検査

※ただし、保険適用外の治療等は対象外となります

助成額：助成対象治療にかかる費用のうち、自己負担額を助成対象経費とし1/2を助成

（助成の上限額）50,000円

助成回数：1年度につき1回まで

申請期限：治療期間が終了した日の翌月から6月以内に申請してください

※町では、不妊治療費助成事業（自己負担額の2分の1、ただし一般不妊治療2万円、特定不妊治療4万円の上限あり）も実施しています。

10月分から拡充

児童手当について

対象：18歳以下の子どもがいる世帯

児童手当制度の改正に伴い、令和6年10月分（最初の給付は12月）から下記の通り年齢、要件および支給額が変更となります。

年齢・要件		令和6年9月分まで		令和6年10月分以降
3歳未満	第1子・第2子	15,000円	→	15,000円
	第3子以降			30,000円
3歳以上 小学校修了前	第1子・第2子	10,000円	→	10,000円
	第3子以降	15,000円	→	30,000円
中学校修了前	第1子・第2子	10,000円	→	10,000円
	第3子以降			30,000円
高校生相当 (16歳～18歳)	第1子・第2子	(給付なし)	→	10,000円
	第3子以降			30,000円
一定の所得以上 (特例給付)		5,000円	→	※所得制限撤廃により 年齢・要件に合わせ て上記のいずれかの 金額になります。

※金額はいずれも子ども1人あたりの月額

問い合わせ：役場保健福祉課 ☎57-6112

令和6年度～8年度の介護保険料について 基準額の減額です

町の高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は、令和5年度の38.7%から令和8年度には40.2%へと上昇が見込まれ、要介護認定者、保険給付費（介護サービスを提供する費用）も増加するものと推計されます。令和6年度～令和8年度の介護保険料は、以下の2点が変更となります。

① 基準月額を6,000円から400円引下げ5,600円に変更

介護保険料は3年ごとに見直しが行われます。令和6年度～令和8年度の65歳以上の介護保険料は、保険給付費の増加が見込まれるものの昨今の物価高騰を考慮し、基金を活用することにより、基準額を月額5,600円（年額67,200円）に減額します。

② 保険料段階設定を9段階から13段階に変更

今後の介護給付費の増加を見据え、第1段階から第3段階の方の保険料上昇を抑制するため、第10段階から第13段階の方の保険料が新設されます。

【令和3年度～令和5年度】

段階	対象者	保険料 (年額)
第1段階	世帯全員が町民税非課税 ・生活保護被保護者 ・老齢福祉年金受給者 ・本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下	21,600円
第2段階	・本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円超120万円以下	36,000円
第3段階	・本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が120万円超	50,400円
第4段階	本人が町民税非課税 世帯内に課税者がいる ・本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下	64,800円
第5段階 (基準額)	・本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円超	72,000円
第6段階	・本人の前年の合計所得金額が120万円未満	86,400円
第7段階	・本人の前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満	93,600円
第8段階	・本人の前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満	108,000円
第9段階	・本人の前年の合計所得金額が320万円以上	122,400円
第10段階	/	
第11段階		
第12段階		
第13段階		

【令和6年度～令和8年度】

対象者	保険料 (年額)	
世帯全員が町民税非課税 ・生活保護被保護者 ・老齢福祉年金受給者 ・本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下	19,100円	
・本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円超120万円以下	32,500円	
・本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が120万円超	46,000円	
本人が町民税非課税 世帯内に課税者がいる ・本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下	60,400円	
・本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円超	67,200円	
本人が町民税課税	・本人の前年の合計所得金額が120万円未満	80,600円
	・本人の前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満	87,300円
	・本人の前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満	100,800円
	・本人の前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満	114,200円
	・本人の前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満	127,600円
	・本人の前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満	141,100円
	・本人の前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満	154,500円
・本人の前年の合計所得金額が720万円以上	161,200円	



- ・保険料の段階の判定に用いる合計所得金額は、「長期譲渡所得金及び短期譲渡所得に係る特別控除」と「公的年金等に係る雑所得（第1段階～第5段階のみ）」を控除した額です。
- ・令和3年度から令和5年度まで合計所得金額に給与所得や公的年金等にかかる雑所得が含まれている場合は、合計所得金額から10万円を控除した金額で保険料の段階を判定しましたが、令和6年度より介護保険法施行令等の改正により廃止されます。

問い合わせ：役場保健福祉課 福祉係 ☎57-6112

国民健康保険・国民年金の届出は お忘れなく

進学や就職、退職により健康保険の加入・脱退があった時は、国民健康保険・国民年金の届出をお願いします。

【国民健康保険・国民年金1号加入の場合】

国民年金1号とは
20歳以上60歳未満の自営業者や無職の方をいいます。



※ 1 ~ 3 いずれかの場合で、配偶者の扶養にならない限り、国民年金1号になります。

1 は役場に届出となります。下記、必要なものをご用意いただき手続きをお願いします。

◇国保・国民年金1号の加入の届出に必要なもの

… 職場の健康保険の資格を喪失したことが証明できるもの（資格喪失連絡票など）

2、**3** の手続きは会社等での手続きになります。会社にお尋ねください。

※国民年金の届出は **1** と同様の手続きが必要となります。

☆国保・国民年金1号加入の届出が遅れると・・・

- ・国民健康保険は資格取得日までさかのぼって加入しますので、国民健康保険税もさかのぼって納めなければならなくなります。
- ・国民年金保険料納付書の発送が遅れます。

【国民健康保険・国民年金1号脱退の場合】



※配偶者以外の扶養となった場合は、国民年金1号資格は変わりません。

■保険証が切り替わったことの届出が必要です。下記、必要なものをご用意いただき手続きをお願いします。

◇国保・国民年金1号脱退の手続きに必要なもの

…社会保険等の保険証（切り替わった新しい保険証）またはコピー

☆国保・国民年金1号脱退の届出が遅れると・・・

- ・国民健康保険税・国民年金保険料と職場の健康保険料を二重で納めることとなります。
- ・別の健康保険に加入しているのに国保の保険証を使って受診すると、国保が負担した医療費を返還していただく必要があります。

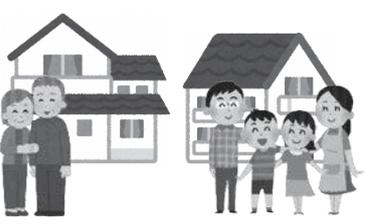
お詫びと訂正：令和6年3月号P.3「令和6年度 国民健康保険の人間・脳ドック助成について」で掲載させていただいた脳ドック実施健診機関一覧に誤りがありました。脳ドック実施健診機関一覧の中で「須田医院」はございません。お詫びして訂正いたします。

問い合わせ：役場町民課 保険係 ☎57-6115

～同居・隣居・近居 これからの住まい方を考える～

田上町の住宅に関する支援策をご活用ください!

住宅建築、実家のリフォームなど、住まいやこれからの暮らし方を考えるとき、親世帯と子世帯が一緒に住む「同居」や、近くに住む「隣居」「近居」という暮らし方を考える方も多いのではないのでしょうか？

同居	隣居	近居
 <p>親と子の世帯が、ひとつの住宅に住んでいる。</p>	 <p>親と子の世帯の住宅が隣同士、あるいは、ごく近くにある。</p>	 <p>親と子の世帯の住まいが別々で、片道1時間以内の距離にある。</p>

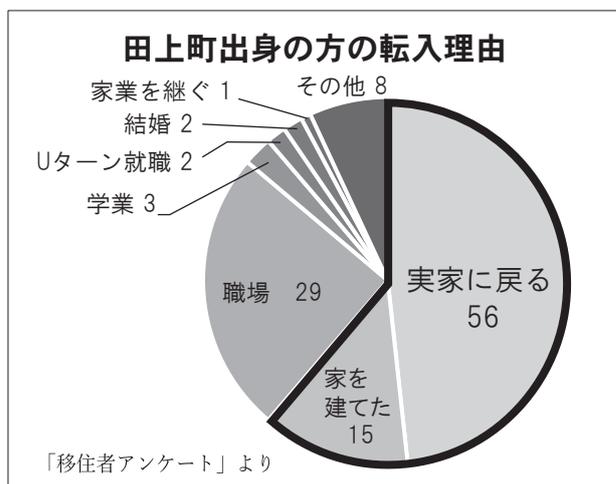
※片道1時間以上の距離にある場合は「遠居」

転入されていた方を対象に令和3年より実施している「移住者アンケート」の結果では、田上町出身と回答された方の転入理由のうち、「実家に戻るため」(同居)、「家を建てたため」(近居)を理由に転入された方は全体の約6割となっています。このことから住まい方を考えた際に田上町で「同居」「近居」を選択される方が多い事が伺えます。また、国が行った各種調査※1でも、理想の住まい方、望む暮らし方として、子世帯と親世帯の同居や近居を望む方は過半数以上いる調査結果もあります。

子世帯、親世帯共に暮らし方の選択肢として同居や近居を望む方は多くなってきているといえます。

ご家族の中でも望む暮らし方、関わり方、考え方はそれぞれです。ぜひ、この機会に近居、同居、これからの暮らし方について改めて考えてみてはいかがでしょうか？

町では住宅に関する支援をいくつか行っています。各事業条件はありますが、同居や近居で活用できる補助金があります。同居や近居、暮らし方を考える際の参考にしていただき、ぜひ対象になる場合はご活用下さい。



※1参照：家族と地域における子育てに関する意識調査
高齢者の住宅と生活環境に関する意識調査

	同居・隣居・近居でも使えます	同居でも使えます	隣居・近居でも使えます	同居・隣居・近居でも使えます	隣居・近居でも使えます
事業名※	マイホーム取得支援補助金 →詳細は25ページへ	暮らし応援リフォーム補助金 →詳細は26ページへ	新婚・子育て世帯向け個人住宅取得資金 利子補給金 →詳細は27ページへ	結婚新生活支援事業 →詳細は27ページへ	空き家バンク 町内にある空き家・空き地を紹介しています

※各事業にはそれぞれ対象条件があり、必ず同居、隣居、近居の場合で使えるものではありません。

※対象条件により、併用可能です。また、同居、隣居、近居以外の場合でも対象条件にあてはまる方はお使いいただけます。

各補助金の詳細は次ページ以降の内容、または町ホームページをご覧ください。

※事前に各担当までご相談ください。

問い合わせ：役場総務課 政策推進室 ☎57-6222

田上町マイホーム取得支援 補助金事業のご案内

1 補助対象者

1. 町に住民登録を行っている方。
または、住宅を取得し、補助金の完了報告時まで住民登録を行う方。
2. 町税等を滞納していない方。
3. この補助金を受けたことのない方。



2 補助対象住宅

1. 住宅を新築又は購入し、自己の名義で当該住宅の登記をすること。
2. 住宅の取得費用が100万円以上であること。
3. 玄関、トイレ、台所、浴室及び居室を有し、利用上の独立性を有する住宅で、延べ床面積が75㎡以上の住宅。
4. 住宅の持分が2分の1以上であること。
5. 公共下水道等の供用が開始された区域内においては、下水道等に接続している住宅、もしくは本事業で接続する住宅。
6. 令和7年3月31日までに実績報告書が提出できる住宅であること。

補助対象	住宅の新築
	建売住宅
	中古住宅
	空き家
補助対象外	住宅の建替え
	併用住宅
	アパート
	賃貸住宅
	別荘

3 補助金の額

補助金額は**20万円**とする。ただし、世帯員に40歳未満の方がいる世帯、または実績報告時まで40歳未満の方が転入してくる世帯には、補助金額は**25万円**とする。

※田上町暮らし応援リフォーム補助金と田上町新婚・子育て世帯利子補給金も併用可能。

最大70万円を補助

4 受付開始

令和6年4月1日から（役場閉庁日は除く）

1. 先着順に受付し、申請受付期間内であっても予算に達した時点で申請を締め切らせていただきます。
2. 提出書類等については、町のホームページからダウンロードできます。
また、役場地域整備課にも用意しておりますので、お気軽にお声掛けください。

5 その他

借入でフラット35をご利用予定の場合は、田上町マイホーム取得支援補助金を申請することで金利の引下げを受けられる場合があります。

※当該補助金とは別の手続が必要となりますので、必ず事前にご相談ください。

ご 注 意

1. 原則住宅の建設に係る工事請負契約の締結又は購入に係る売買契約の締結の前に事前に申し込みし、内定通知を受けてから契約を締結してください。
2. 書類不備（添付書類の不足や誤り等）の場合は受付できませんので、提出の際は必要書類を全てそろえてから申込みください。
3. 補助金の交付を受けた日から起算して5年未満に、対象住宅に居住の方が転居又は転出した場合、補助金の全額又は一部返還を命じることがあります。

問い合わせ：役場地域整備課 施設整備係 ☎57-6223

田上町暮らし応援リフォーム 補助金事業のご案内

1 補助対象者

1. 田上町に住民登録を行っており、町税等を滞納していない方。
2. この補助金を受けたことのない方。



2 補助対象住宅

1. 町内にある一戸建て住宅であること。（店舗等が併存する住宅は居住部分のみ補助対象）
2. 住宅所有者又はその親族が、現に居住している住宅であること。
3. 公共下水道等の供用が開始された区域内にある住宅においては下水道等に接続している住宅、もしくは本事業で接続する住宅。
4. この補助金を受けていない住宅。

3 施工業者の条件

町内に本社又は本店を有する法人事業者、又は住所を有する個人事業者。

4 補助対象工事

1. 施工業者に請け負わせたリフォーム工事(※)で、補助対象工事費が20万円以上(消費税含む)となるもの。
※例：外壁の張替・塗装、屋根の葺替・塗装、トイレの入替、補強工事など
2. 令和7年3月31日までに実績報告書が提出できる工事であること。

5 補助金の額

補助対象工事費の20%（千円未満切捨）とし、**10万円**を上限とする。ただし、世帯員に40歳未満の方がいる世帯、又は実績報告時までに40歳未満の方が転入してくる世帯には、**15万円**を上限とする。

6 受付開始

令和6年4月1日から（役場閉庁日は除く）

1. 先着順に受付し、申請受付期間内であっても予算に達した時点で申請を締め切らせていただきます。
2. 申請書類等については、町のホームページからダウンロードできます。
また、役場地域整備課にも用意しておりますので、お気軽にお声掛けください。

7 その他

なお、リフォーム補助と併せて、住宅の耐震化もご検討ください。

※ ご注意 ※

1. **必ず工事を行う前に申請し**、補助金の交付決定通知を受けてからリフォーム工事契約を結び、工事に着手してください。（着工済みの工事は対象となりません。）
2. 県又は町が実施する他の制度による補助金と重複することができません。
3. 書類不備（添付書類の不足や誤り等）の場合は受付できませんので、申請の際は必要書類を全てそろえてから申込みください。
4. 補助金の交付を受けた日から起算して5年未満に、世帯の者が転居又は転出した場合、補助金の全額又は一部返還を命じることがあります。

問い合わせ：役場地域整備課 施設整備係 ☎57-6223

田上町新婚・子育て世帯向け 個人住宅取得資金利子補給金交付制度のお知らせ



この制度は、新婚世帯または子育て世帯で町内に自ら居住するための住宅を取得した方に、金融機関から借り入れた住宅資金を対象に利子補給金を交付しています。今年度は2020年に住宅を新築・購入された方で、住宅ローン借り入れ、対象条件に当てはまる方の申請年度です。

《制度概要》				
2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
住宅新築・購入 住宅ローン借入の方	新築住宅の固定資産税軽減措置（3年間） 3年間に支払った利子分を補助します！ 上限15万円または、上限30万円			2024年4～6月 申請書をご提出下さい

◆補助金額

申請年度以前の過去3年間（新築住宅の固定資産税軽減期間）に支払った利子額に対し、**15万円**を限度に補助
※町内業者（田上町内に本社又は本店を有する法人又は個人の業者）が請負又は販売する住宅の場合は30万円を限度に補助します。
※各年1月～12月までに支払う住宅ローンの利子を合計した額（千円未満切り捨て）または限度額のどちらか少ない額を補助します。

◆対象住宅

新築住宅または購入した中古・建売住宅で、次のいずれも該当する建物
① 専用住宅…建物全体の床面積が50㎡以上280㎡以下
併用住宅…居住部分の面積が建物全体の床面積の半分以上
② この制度による利子補給金を受けていない建物

◆対象となる借り入れ

2019年1月1日～**2020年12月31日**までの期間に借り入れ、3年以上でかつ500万円以上の住宅資金

◆対象者（次の4点すべてに該当する人（世帯））

- ① **借入日時点**で新婚世帯または子育て世帯
 - ・新婚世帯：申請者及びその配偶者のいずれかが満50歳未満で、婚姻届出後5年以内の世帯
 - ・子育て世帯：同一世帯に中学校3年生以下の子どもがいる世帯
- ② 田上町に自分が住む家を新築または購入するために、500万円以上の資金を金融機関から3年以上の期間で借り入れた人（世帯）
※建て替え、リフォームは含みません
- ③ 申請日時点で対象の建物に既に住んでいて、かつ、町に住民登録をしている人（世帯）
- ④ 町税などを滞納していない人（世帯）
※同一世帯の方が滞納している場合も交付できません

◆令和6年度申請期間 6月28日（金）まで

制度の詳細は町ホームページでも紹介しています。ご確認ください！



問い合わせ：役場総務課 政策推進室 ☎57-6222

◆◆◆ 新婚生活を応援します！ 結婚新生活支援事業 ◆◆◆

町では、結婚に伴う新生活を支援するため、新婚世帯の住宅取得費用やリフォーム費用、賃料、引越費用について**最大60万円**を補助します。

◇対象世帯

令和6年1月1日から令和7年3月31日までに婚姻した以下の要件をすべて満たす世帯
① ご夫婦ともに田上町に住民登録し、補助を申請する住宅に同居している
② ご夫婦の令和5年分合計所得額が合わせて500万円未満
③ ご夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯
④ 過去にこの制度に基づく補助金の交付を受けていない
⑤ ご夫婦ともに町税を滞納していない

◇補助対象経費

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に支払いを行った以下の経費

住居費	・住宅の購入費（新築・中古） ・住宅のリフォーム費用 ・賃借した住宅の家賃・敷金・礼金・共益費など
引越費用	・引越業者や運送業者に支払った引越費用

◇補助上限額

対象世帯のうち、
夫婦ともに、29歳以下の世帯 60万円
夫婦ともに、39歳以下の世帯 30万円

問い合わせ：役場総務課 政策推進室 ☎57-6222

町長室から

田上町長 佐野 恒雄

田上町の木「さくら」の花が咲く季節になりました。3月は春と冬が入れ替わったような肌寒い日が続き、桜もいつ咲こうか戸惑う声が聞こえてくるようでした。4月に入りいよいよ桜も咲く準備ができたのではないのでしょうか。

さて、4月はあちこちで入園式、入学式、そして入社式が行われます。新たな出会いの季節です。新しいクラスでの出会い、新しい職場環境に足を踏み入れることに、胸を膨らませながらも、少なからず不安を覚える人もいる事でしょう。でも、大丈夫。明るい心で前向きに捉えることで未来が開けてきます。

最近、ネットを見ていたら、世界で最も有名な大学、あのハーバード大学の図書館の壁に書かれているという噂の言葉が目にとまりました。27の言葉が書いてあるとされて話題になったようですが、実際にはハーバード大学にそのようなものはなく、ネット上で作られた噂だったという事ようです。それでも私は、すぐ考えさせられる、いい名言だと思いました。いくつか紹介させていただきます。

- ・今寝れば、あなたは夢を見るだろう。今勉強すれば、あなたは夢をつかむだろう。
- ・今日あなたが無駄にした日は、死んだ人が必死に生きたいと願った未来である。
- ・勉強の苦しみは一瞬であるが、勉強しなかった後悔は一生続く。

・今日やるほうが明日やるより何倍も良い。
・苦しみ避けられないのであれば、むしろ楽しもう。
新しい環境に向かう皆さんにもこの名言を伝えていただけたらと思います。ご紹介した名言以外でも、皆さんそれぞれに寄り添う素敵な言葉や名言を見つけて、新しい環境、新しい年度を迎えていただければと思います。

固定資産「帳簿の縦覧」「課税台帳の閲覧」ができます

令和6年度の固定資産税を算定するもとなる土地と家屋の内容が記載された、「土地・家屋価格等縦覧帳簿」の縦覧と、「固定資産税課税台帳」の閲覧ができます。

◆固定資産価格等の縦覧

固定資産税を理解し、信頼していただくため、必要な情報をできる限り開示する制度です。

◇縦覧内容

- ・土地価格等縦覧帳簿
(所在地番、地目、地積、価格を記載)
- ・家屋価格等縦覧帳簿
(所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格を記載)

◇縦覧期間 4月30日(火)まで

午前8時30分～午後5時15分(土日祝日を除く)

◇縦覧場所 役場町民課税務係(1階)

◇縦覧できる方

- ・資産の所有者とその同居親族、納税管理人、代理人
※課税されていない方は縦覧できません。

◇手数料 無料(縦覧帳簿のコピー不可)

◇縦覧に必要なもの

- ・代理人の場合は、所有者の委任状
- ・運転免許証など、窓口に来た方が本人であることを確認できるもの

◆固定資産課税台帳の閲覧

納税義務者の方は自分の資産、賃借人等の方は使用または収益の対象となる部分について、固定資産課税台帳に記載された課税内容を確認することができる制度です。

◇閲覧内容 固定資産課税台帳

◇閲覧期間(通年)

午前8時30分～午後5時15分(土日祝日を除く)

◇閲覧場所 役場町民課税務係(1階)

◇閲覧できる方

- ・資産の所有者とその同居親族、納税管理人、代理人
- ・借地人、借家人

◇手数料 1枚につき300円 ※4月30日までは無料。

◇閲覧に必要なもの

- ・代理人の場合は、所有者の委任状
- ・借地人、借家人の場合は、賃貸借契約書等
- ・運転免許証など、窓口に来た方が本人であることを確認できるもの

問い合わせ：役場町民課 税務係 ☎57-6115

USA
まちがいさがし

絵の中に7つのまちがいがあります。みつけられるかな？

6つ見つけた方には、
田上産野菜
プレゼント！

※締切は2024年4月末日です

やさしい道の駅
たがみ

【ショップ】9:30~17:00
【食堂】10:00~16:00
【情報発信 休憩施設棟】24時間
【電話】0256-47-0661

新学期、新年度。新しい気持ちでがんばりましょう！

たけのこ祭り 4/20(土)ー4/29(祝月) 開催!

最新情報はこちら

椿寿荘 イベントだより

江戸千家 春のお茶会 開催します

日時: 5月4日(土)・祝日
午前10時～午後3時
料金: 900円
(お茶・お菓子付き、入館料込)

【チケット販売所】

- ・丸山オートサービス
- ・新潟の地酒を扱う店 藤次郎
- ・豪農の館椿寿荘売店
- ・小池メガネ店(加茂市)

※チケット購入時に午前、午後の入館希望お聞かせください。
・電話での申し込みも受けています。
・当日券も用意しています。
お気軽におでかけください。

春のランチ

提供中
4月～6月

木々の芽吹きがとても美しい主庭です。親しいお友達やご家族と食事をともにし、楽しい語らいはいかがですか。

時間: 午前11時～午後2時
人数: 2組 計10人程度
(お一人でも可能です)
料金: 2,600円(入館料込)
申込: 前日午後4時までにご予約ください。

椿 豪農の館 椿寿荘 (ちんじゅそう) 無料駐車場有 毎週水曜は休館日(10・11月を除く)
〒959-1502 南蒲原郡田上町大字田上丁2402-8 Tel/0256-57-2040 Fax/0256-47-1003 椿寿荘だより 検索

4月

4/1(月)～
毎日 売店での1回のお買い物が1000円以上の場合、入館ポイント1コサービス

4/19(金)
【そばの日】 そば類は麺大盛り無料
※冷やしは対象外

4/21(日)・23(日)・29(日)
【食券デー】 食券にアタリが出たら100円引き

4/24(水)
【生ビールの日】 食堂の生ビールが100円引き

4/26(金)
【風呂の日】 ポイント3倍
食堂の生ビールが100円引き

※都合により変更する場合がございます。ご了承ください。

5月 イベント情報

5/3(金)～6(月)
【GW特別お客様感謝デー】 ポイント2倍

5/3(金)・6(月)・11(土)
【食券デー】 食券にアタリが出たら100円引き

5/10(金)
【ラーメンの日】 ラーメン類は麺大盛り無料
※冷やしは対象外

5/12(日)
【お客様感謝デー】 ポイント2倍

お知らせ
下記期間中、サービス内容を一部変更いたします
期間: 4/27(土)～5/6(月)
■得々プランの休止

ごまどう湯っ多里館 TEL 0256-57-6301 ※休館日は毎月第2火曜日(祝祭日の場合は翌日)



「行政へ要望」と「暮らし」の電話相談

行政機関への手続き、サービスについての要望はもちろん、相続などの暮らしの困りごとについてもお気軽に相談ください。

◇日時 平日（月～金曜日）午前9時～午後5時

◆相談・問い合わせ：総務省行政相談委員
善養寺 貴洋 ☎57-3988

初級点訳ボランティア講習会

点字の読み書きの知識・技術を学び、点訳ボランティアを目指します。

◇日時 6月2日（日）～10月20日（日）の
第1・3日曜日（全10回）
午前9時30分～11時30分

◇会場 新潟市新津地域交流センター（新津駅前）

◇定員 先着5人 ※要申込

◇参加費 770円（テキスト代）

◇申込み 5月20日（月）までに下記までご連絡下さい

◆申込・問い合わせ：新潟点訳奉仕会まどかグループ
矢澤 敏之 ☎090-8037-9950

今月のおもちゃ病院の診療案内

壊れて動かなくなったおもちゃを修理します。技術料は無料です。修理の際、部品代が発生する場合は事前にご相談いたします。

◇日時 4月28日（日）午後1時～3時

◇会場 コミュニティセンター

◇ブログ <https://katonbo.seesaa.net/>

◆問い合わせ：おもちゃ病院にいがた 川口弘昭
☎57-3389、090-5219-2816



田上町地域学習センターイベント情報

★卯月のうららか春語り★

大人のための朗読会を開催します！風薫る春のひと時、人の声が続く「ことば」の響きを味わってみませんか？

◇日時 4月20日（土）午前10時～11時30分

※申込不要

◇会場 学習センター研修ルーム

◇対象 中学生以上

◇出演 朗読ボランティアサークル「雲雀」

★ふくちゃんと絵本を楽しもう！★

すっかり学習センター春の恒例となった、ふくちゃんの絵本イベント。今年も2部構成で開催します！

◇日時 5月11日（土）午前10時～11時40分

◇場所 学習センター研修ルーム

◇講師 福島はるおさん

第1部「ふくちゃんの絵本らいぶ」

・時間 午前10時～10時30分

・対象 幼児～小学校低学年（保護者同伴可）

・定員 先着20名（当日受付）

第2部「ふくちゃんの絵本のすすめ」

・時間 午前10時40分～11時40分

・対象 大人

・定員 先着15名（受付開始：4月13日（土））

※申込は電話またはカウンターまで

★なぜ絵本を読んであげるといいの？どんな絵本をどんなふうに進めばいいの？ふくちゃんが楽しくおはなしします。おすすめの絵本もたっぷり紹介！

◆申込・問い合わせ：田上町地域学習センター
☎57-4378

交通マナーNo.1地域を目指す一般財団法人 加茂地区交通安全協会
新入学の子供たちが通学、通園しています。
安全運転に努めましょう。

交通マナー 今月の重点テーマ

※俳句・短歌・川柳、お一人、各一句まででお願いいたします。

川柳

（敬称略、順不同）

青空に希望を抱き飛び立ちぬ
本田上 どんぐり

未満児と雪がお客のうめまつり
下吉田 小柳 梅多

花金は今ではとてもなつかしい
湯川 阿部 聆子

短歌

（敬称略、順不同）

ごみ出しの決め事あるよ守ろうよ
赤札貼られ籠に居座る
下吉田 小柳 可無

思い出すごじゅうごにんの大クラス
湯川 阿部 聆子

俳句

（敬称略、順不同）

護摩堂に法螺貝響く春霞
本田上 田辺ささのほ

辺り一面明るくなりぬ春の雪
本田上 小柳白星子

机撫でおもひで溢れ卒業す
下吉田 小柳 可無

和文化の花見することいつの世にも
湯川 阿部 聆子



2/26～3/25届出分、敬称略

※掲載を希望しない方は、役場町民課(総合受付)までお申し出下さい。

おくやみ

羽生田	志田 榮三	(90)
中 店	相田興一郎	(75)
石 田	牛田 忠弘	(69)
中 店	吉田よ志子	(98)
本田上	小柳 サク	(96)
川船河	田下 周作	(85)
羽生田	諸橋 孝	(92)
上横場	山本 輝男	(91)
羽生田	小林 キヨ	(84)
上 野	明田川岩雄	(76)
保明嶋	矢田 武夫	(88)
坂 田	笹川 ハツ	(100)

ホームタウン田上町の皆様を 5月開催の試合から1試合を観戦招待!

◇対象試合 5月11日(土) 浦和レッズ戦
5月15日(水) 横浜F・マリノス戦
5月25日(土) アビスパ福岡戦
※3試合から1試合をご選択ください。

◇会 場 テンカビッグスワン
◇席種・価格 自由席各席種より選択可能
(一部席種は対象外)

※応募多数の場合は、抽選とさせていただきます。あらかじめご了承ください。

◇応募方法 二次元コードもしくはURL
から申込サイトへアクセスし、
必要事項をご入力ください。
URL : <https://bit.ly/483bJ6P>



◇応募締切 5月6日(月・祝) 23:59 締め切り

◆問い合わせ : (株)アルビレックス新潟 ☎025-257-0150

小学生～高校生のための 夏休み海外研修交流事業参加者募集

◇日 程 7月27日(土)～8月14日(水) 7～17日間※

◇対 象 小3～高3の方まで※ ※コースにより異なる

◇研修先 イギリス・オーストラリア・カナダ・ハワイ・サイパン

◇申込締切 5月23日(木)

※詳細は、国際青少年研修協会 HP をご覧ください。

◆申込・問い合わせ : (公財) 国際青少年研修協会
☎03-6825-3130

田上町デマンド型乗合タクシー ゴマンド号についてのお知らせ



お知らせ①

4月1日より、土曜運行を開始しました!

これまで平日のみ運行でしたが、新たに土曜運行が加わります。

運行時間(令和6年4月1日～)

平 日	8時便	9時便	10時便	11時便	12時便
	13時便	14時便	15時便	16時便	17時便

【新】土曜	9時便	10時便	11時便	12時便	13時便
-------	-----	------	------	------	------

※日曜、祝日は運行しません。

お知らせ②

4月1日より、行ける場所が追加されました!

【新】わたなべ医院 (加茂市栄町 2-5)

予約方法等の詳細は、田上町 ホームページを
ご覧ください。

問い合わせ : 役場産業振興課 ☎57-6225

新潟県立歴史博物館「動物たちの浮世絵」

当展覧会では、広重、国芳、国貞ら人気絵師たちによって描かれた動物たちの姿を楽しむと共に、江戸時代の動物と人との関わりに触れてみて下さい。

◇会 期 4月20日(土)～6月9日(日)

◇会 場 県立歴史博物館 企画展示室 ※観覧料がかかります

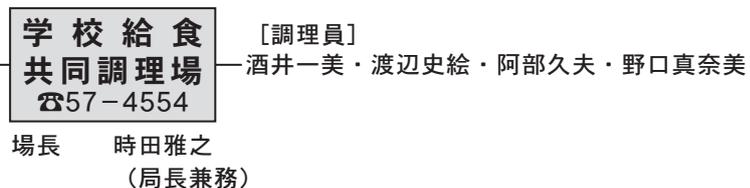
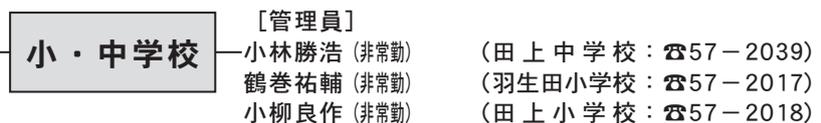
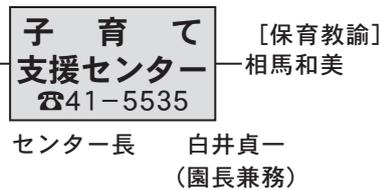
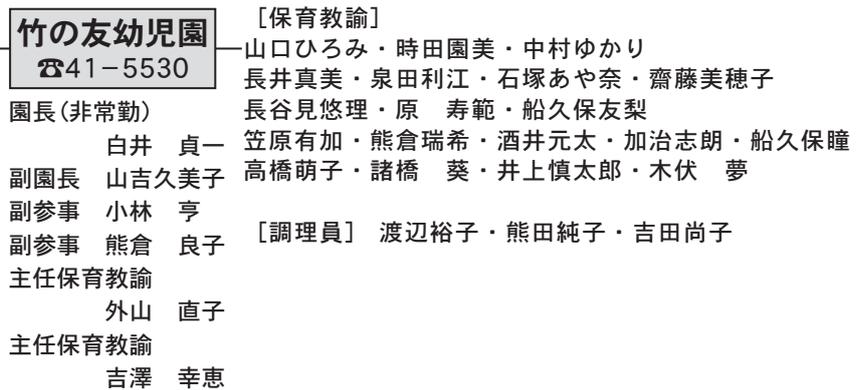
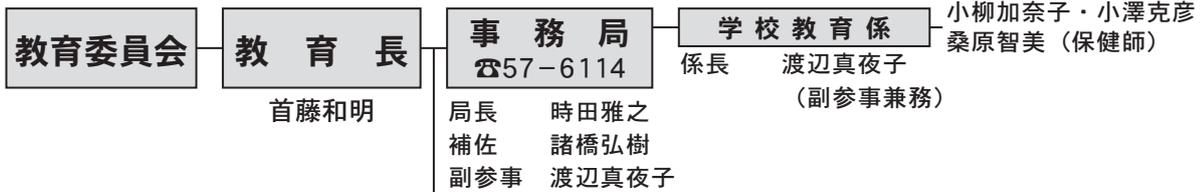
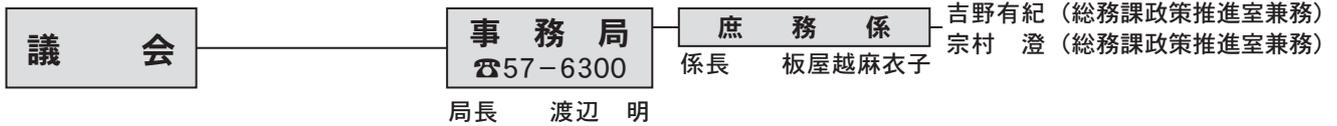
◆問い合わせ : 新潟県立歴史博物館 ☎0258-47-6130

『広報きずなバインダー』配布終了に関して

“広報きずな”を綴るためのバインダーについて、例年、事業所様より寄贈いただき、毎年4月に皆さまへお配りしていましたが、今年度(令和6年度)以降については『広報きずなバインダー』の配布はありません。何卒、ご理解ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

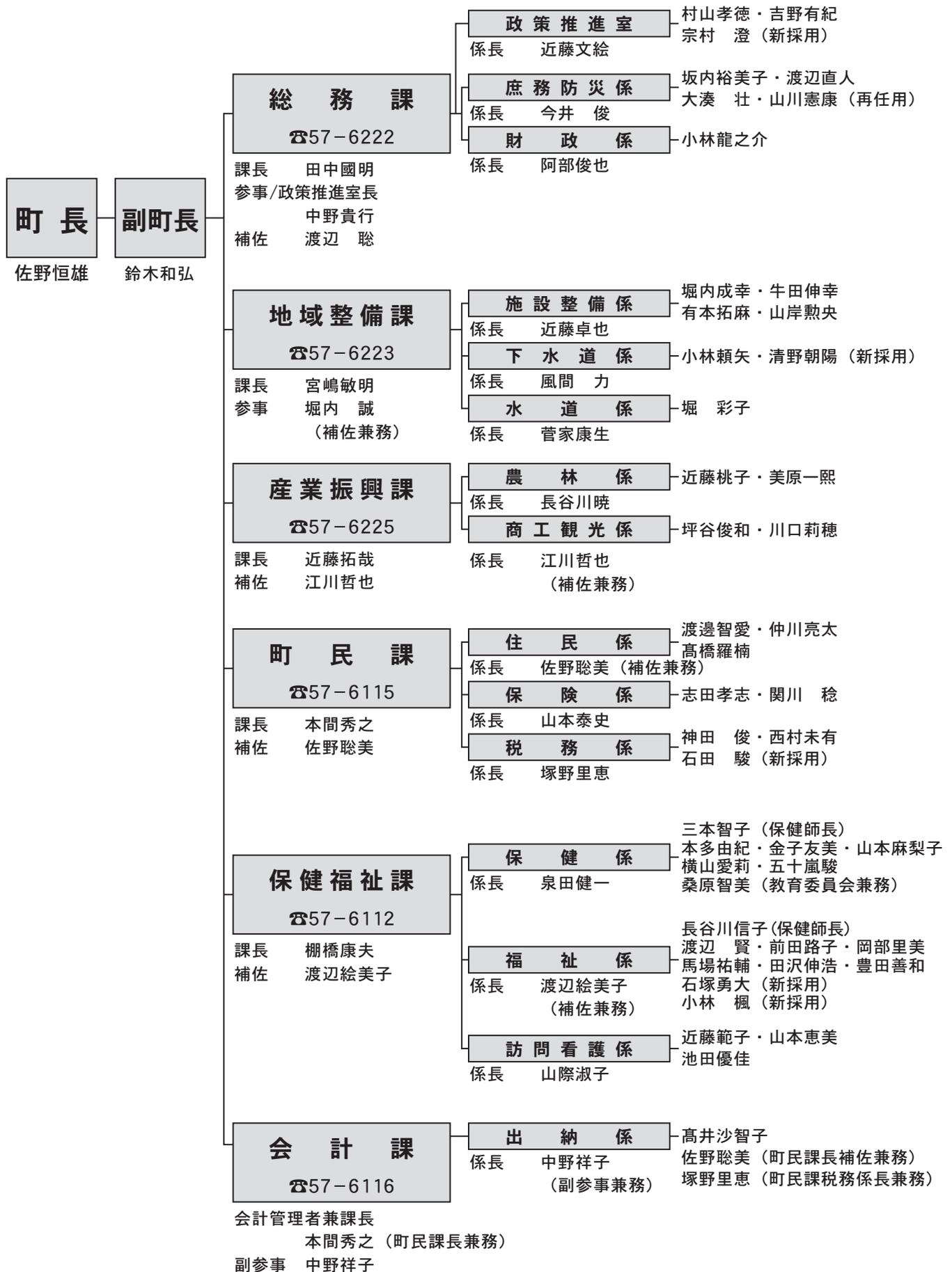


◆問い合わせ : 役場総務課 政策推進室 ☎57-6222



令和6年度 田上町行政機構図及び職員名簿

(令和6年4月1日現在)



たがみの彩時記

雪割草で「田上町」

ひめさゆりの普及を図る活動をされている団体「ひめさゆり さんじょう」の駒形会長様より、県の草花である雪割草で「田上町」の文字を表現したアレンジメントが3月下旬、役場1階総合窓口前に設置されました。水に浮かべられた花で作られた文字はとても繊細で、素敵な作品でした。



白い花で「田」と「町」の文字が、むらさきの花で「上」の文字が作られています

皆さんからのご投稿記事お待ちしております。

■たがみの彩時記 投稿記事あて先/ 〒959-1503 田上町大字原ヶ崎新田3070番地 田上町役場総務課 ☎57-6222 メールアドレス t2223@town.tagami.lg.jp

健康づくりのためのワンポイントコラム



★健康な体は運動と食事から!そんな健康づくりを応援すべく今年度から運動と食について紹介します。

今月は運動についてご紹介します。教えてくれるのはアルビレックス新潟で長年コーチを務め、現在、新潟経営大学講師の五十嵐真也さんです。



体力は私達の活動の源です! TAGAM(たいりよくがみなもと)で元気にいきましょう!

【春に向けて動き出そう! 準備のための3つのトレーニング】 ※安定した場所につかまらしましょう

①もも上げ(股関節) つかまりながら真っ直ぐに立った状態で、片膝を高く持ち上げる。下げる際も、足を床につけずに繰り返す。

②つま先立ち(ふくらはぎ) つかまりながら真っ直ぐに立った状態で、踵を高く持ち上げる。下げる際も、踵を床につけずに繰り返す。

③片足立ち(バランス) 片方のももを上げて3秒キープし、次に逆側のももを上げて3秒キープする。この足踏み運動を交互に繰り返す。

【ワンポイント】 まずは①の運動を。慣れたら②へ。③の運動には①と②の要素が含まれます。 問 役場保健福祉課 ☎57-6112

今月の納税

◆固定資産税(第1期)

※納税は便利な口座振替がおすすめです!

Table with population and household data for Tagami Town as of March 31st. Population: 10,716 (down 43 from previous month). Households: 4,221 (down 9 from previous month).

休日当番医のお知らせ

- ★午前9時~午後5時まで受付です。
★急患のみご利用ください。
★受診の際は、必ず電話で連絡をしてから来院ください。



Table of on-call doctors for holidays. Columns: Day, Hospital Name, Phone Number. Includes dates for April and May.

【編集後記】

令和6年度が始まりました。4月からきずな担当メンバーが(有)と(産)に変わります。取材にお伺いした際はよろしくお願いたします。(有)

スマホから広報紙をご覧いただけます!

【マチイロで検索】



発行/田上町役場 ☎0256-57-6222
〒959-1503 新潟県南蒲原郡田上町大字原ヶ崎新田3070番地
編集/総務課

町HP https://www.town.tagaminiigata.jp/
町長へのおたよりはこちら
https://www.town.tagami.niigata.jp/form/taoyori/

印刷/阿部印刷株